気象警報発令時における情報処理センターの施設利用について

（平成23年5月27日センター員会議決定）
改正 平成29年５月26日 令和元年７月26日

加東市に気象警報のうち暴風，大雨，洪水，暴風雪，大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合における情報処理センターの施設（情報教育実習室４を除く。）利用は，下記のとおりとする。

記

１．７時01分現在発令中の場合は，12時までの情報処理センターの施設利用を中止する。

２．11時01分現在発令中の場合は，13時以降の情報処理センターの施設利用を中止する。

３．情報教育実習室２を夜間開放している日において，11時02分以降に気象警報が発令され，相談員を配置することができない場合は，当該日における情報教育実習室２の夜間開放を中止する。

４．発令又は解除の確認は，テレビ・webサイト等の報道によるものとする。

５．この取扱いにより難い場合は，情報処理センター長の判断により措置する。

６．この取扱いは，令和元年７月26日から実施する。